

## 産物売払事業の着手にあたって

道有林渡島東部管理区はSGEC／PEFC森林認証の取得に伴い、事業現場からの油類等の流出による土壌及び土質汚染防止のため次のとおり適正な管理を行わなければなりません。

- (1) 油類の搬入量は、作業工程を考慮した量とし、過大な現場保管はしないこと。
- (2) 保管は密閉できる容器を使用し、高温とならない場所に保管すること。
- (3) 給油は、保管場所を考慮の上、給油場所を定めた場所で行うこと。
- (4) 給油の際は、油類の漏出防止のため、受け皿等を設けて行うこと。
- (5) グリス等容器等の使用済み容器は、適正な方法で廃棄処理すること。
- (6) 以上を確実にを行うための責任者を定めること（火気取り扱い責任者等の兼務でも差し支えありません）。
- (7) 責任者は、適宜、保管場所、保管状況、給油状況、空容器等の搬出状況について記録写真を撮影してください。

管理状況を撮影した写真等については、事業期間中に提出していただきます。

渡島総合振興局東部森林室森林整備課主査（販売）

TEL0138-83-7318